

# 中小企業従業員退職金福祉共済制度



給付実例（令和4年4月1日現在）

掛金納付年	掛金 6,000円（6口）	掛金納付年	掛金 6,000円（6口）
5年	366,000円	20年	1,518,000円
10年	738,000円	25年	1,990,998円
15年	1,128,000円	30年	2,635,002円

## 【中退共制度の5つのメリット】

### 1 退職金の準備が手軽にできます。

支払資金を日頃から準備しておくことにより、事業主は一時に多額な資金を工面する必要がありません。

### 2 掛金は損金・必要経費になります。

掛金は法人の場合は損金、個人企業の場合は必要経費として処理することができます。

### 3 従業員の確保、定着に役立ちます。

退職金制度は、従業員及び入社希望者にとって大きな魅力になります。従業員の方々に安心して働いていただけるため、定着率が高まります。

### 4 国の中退共制度と重複して加入できます。

この制度と国の制度の両方に加入すれば、より高額な退職金の支給も可能です。

### 5 安全かつ確実な制度です。

羽生市の直接運営により、掛金の管理・運営は安全かつ確実です。

中退共制度は、従業員の退職金を前もって準備しておくもので、共済方式を採用しており、少ない掛金でも多くの退職金支給を可能にしています。

羽生市が条例に基づいて実施しますので、有利で安全で確実、管理も簡単です。



### 毎月の掛金は？

- ・ 掛金は事業所が全額負担します。
- ・ 1口1,000円で、従業員1人につき最高6口まで加入できます。
- ・ 途中からでも掛金の増減ができます。
- ・ 毎月の掛金は、口座振替で納付していただきます。

### 加入資格と方法

- ・ 市内に事業所を有する中小企業従業員（事業主や事業主と生計を一にする親族など加入できない場合があります。）
- ・ 共済契約申込書に必要事項を記入の上、初回掛金を添えて羽生市民プラザ内商工課へお申込みください。（2回目以降から口座自動振替となります。）

お問合せ

羽生市役所商工課（羽生市民プラザ内）

☎048-560-3111

